

休保制度の募集再開にむけ 認可を受ける予定の制度

解説

(第1回)

現在、新規募集を停止している「休業保障制度」ですが、金融庁の認可を受けた「保険医休業保障共済保険」として、募集を再開できる見通しが立つてきました。9月に保団連臨時大会を開催し、正式に行政の認可を受けることについて承認をお願いする予定です。認可を得られる予定の内容を、シリーズで解説します。

休保制度を守る 保団連・協会の 運動の成果

2005年の保険業法改定により、休保制度のよう自主共済も保険法の適用とされました。しかし当時の関連法の下では、制度の内容を要請に保全する策が見いだせませんでした。

そこで保全策を模索しつつも、自主共済を保険法の適用除外とするよう、他の共済団体とも協力し、運動を展開しました。会員、加入者の皆様にも、「署名」や「ひとこと要請」などにご協力頂

き、運動を進展させることができませんでした。

こうした運動で、適用除外ではありませんが、法改定前に実施していた制度の原状復帰を趣旨とした保険業法の再改定が実現しました。このため、認可を受け、募集を再開する方向で準備してまいります。

一口当掛金額、 傷病による休業 の給付内容は変 更なし

掛金額は、既加入者・新規加入者ともこれまで通り、加入時の掛金額が加齢によって変わらない

仕組みも維持します。自宅療養給付・入院給付・長期療養給付日額は、いずれも現行通り。本給付限度日数・長期療養日

（※移行前の既給付日の移行日前に発生した分は現行規程を適用）。また、満期祝金（70歳以上で生存脱退時に給付）は廃止します（移行日までの分は算出して、脱退時に加算）。

制度を運営する 一般社団法人を 設立

一般社団法人であることが認可要件となりまして、このため、一般社団法人全国保険医休業保障共済会を設立し制度の運営にあたります。この法

は、保団連や各都道府県保険医協会・医会が社員になるなどして、密接な関係を保つ予定です。加入者からの諸連絡等は、今までと同じく所属

の保険医協会・医会での対応いたします。

制度の一部変更

中途脱退給付金より傷病の既給付額の2分の1を削減するという規定は廃止します（認可制度への移行日前に発生した分は現行規程を適用）。

(つづく)



毎週金曜に抗議デモ



大飯原発再稼働に抗議する6月29日の首相官邸包囲行動

原発いらぬ、再稼働反対 官邸前にふくれ上がる参加者

大飯原発再稼働の抗議の行動で、毎週金曜日の首相官邸前は10万人を超える抗議の人で埋めつくされる。6月29日には20万、7月6日には15万人が集まった。抗議の声は全国に広がりつつある。

歯科点数請求上の留意点

シリーズ第2回 保団連社保部 歯科

4月診療分から、電子レセプト請求（オンライン請求または電子媒体請求）を行っている医療機関は、記載要領通知で「摘要」欄に請求する各点数の算定日を記載することとされた。

算定要件上の留意事項

①歯周疾患において、歯科疾患管理料（歯管算定後、後日の歯周病検査を算定する場合）

②初診月に歯周病検査算定の前のスケリーングを算定する場合
③歯冠形成前のテンポラリークラウン（TEC）を算定する場合
④加算点数の場合

突合・縦覧点検 問題点と医療機関の留意点

検証

キーワード

- ▶縦覧点検……過去半年のレセプトから複数月に1回や一連につき1回などの請求回数に制限のある項目及び投薬量・投薬日数について請求誤りをチェックする。
- ▶突合点検……医療機関のレセプトと調剤薬局のレセプトを突き合わせて、病名漏れや薬剤の適応外使用をチェックする。
- ▶算定日記録……記載要領通知でレセプト「摘要」欄に各点数の算定日ごとに回数を記録し、請求することとされている（今年4月から）。

に、審査方針や具体的事例への対応について、一定の方向性を出してから、算定日情報を審査参考情報として審査を行うということである。

現時点では、算定要件や算定ルールに着目した審査が行われていることから、それらに縛りの多い歯科において、留意しなければならぬ点を以下に列挙する。

①「1日につき」と算定回数に上限がある場合（1日1回の算定）の複数回算定
②併算定ができない項目の算定
③同一術野での算定
④加算点数の場合

以上、特に留意すべき事項についてまとめてみたが、現在保留になっている「算定日情報」をもとに歯科医学的判断の必要な事項についても、審査が行われるようになれば、さらに大きな混乱を招くことは間違いない。

算定ルール上の留意事項

保団連では、情報収集と迅速な対応を心掛けるが、医療機関においても、算定要件や算定ルールを再確認して、保険請求をしていただきたい。